

彩都インキュベーション施設に係る補助事業について

対象受検機関：商工労働部成長産業振興室ライフサイエンス産業課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>彩都インキュベーション施設に係る補助事業について ライフサイエンス産業課では次の補助事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「彩都バイオベンチャー設備費補助事業」 2 「彩都バイオイノベーションセンター運営事業費補助事業」 <p>1 彩都バイオベンチャー設備費補助事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業概要 「彩都バイオインキュベータ（平成16年7月開設）」、「彩都バイオヒルズセンター（平成18年4月開設）」及び「彩都バイオイノベーションセンター（平成20年10月開設）」（以下、3棟を総称して「彩都インキュベーション施設」という。）に入居するバイオベンチャー企業に対し、各施設の開設当初より研究設備を導入する際に要する経費の一部を助成している。 (2) 直近3か年の決算額 平成26年度：7,728千円（補助件数9件） 平成27年度：7,116千円（補助件数9件） 平成28年度：5,677千円（補助件数6件） （設備に要した費用の2分の1以内、100万円を限度に補助） (3) 事業の目的と成果指標 彩都インキュベーション施設の入居希望者へのインセンティブを高め、彩都におけるバイオベンチャー等の企業集積を図ることを目的としている。 その成果指標として入居率を設定している。 (4) 定期検査 補助金を受給した事業者（インキュベーション施設退去後の事業者も含む）に対しては、補助対象設備に係る減価償却資産の耐用年数期間中、毎年度訪問し、当該設備の現状確認や事業の実施状況等の把握を行っている。 <p>2 彩都バイオイノベーションセンター運営事業費補助事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業概要 彩都で3棟目のインキュベーション施設として開設した「彩都バイオイノベーションセンター（平成20年10月開設）」に関し、他の2棟のインキュベーション施設と同程度の競争力と施設運営者の安定的な入居者支援機能を確保することを目的に、同施設の運営者に対し、同施設の開設当初より運営費の補助を行っている。 	<p>彩都インキュベーション施設に係る補助事業については同施設への入居率を成果指標として設定し、同施設の開設から10年以上が経過するなかで、目標値の80%を達成している状況にある。</p> <p>しかし、バイオベンチャー等が彩都インキュベーション施設で成長し、退去後に府内でどのように事業展開を行っているかについては十分把握していない。</p>	<p>府内においてバイオベンチャー等の成長を支援し、企業集積を図る観点から彩都インキュベーション施設に係る補助の事業効果を検証するために、退去後も入居企業等の活動状況を把握する仕組みを検討されたい。</p>

<p>(2) 直近3か年の決算額 平成26年度：23,528千円 平成27年度：23,520千円 平成28年度：23,484千円 (賃借経費の3分の1相当の額を補助)</p> <p>(3) 事業の目的と成果指標 1(3)と同様。</p> <p>3 事業効果の検証について 両補助事業の成果指標については、入居率により、事業効果を検証している。 目標の達成状況については平成20年度以降、目標値である入居率80%を達成している。(入居率98% 平成29年8月1日時点)</p> <p>入居状況(平成29年8月1日時点) ・彩都バイオイノベーションセンター 満室(全19室) ・彩都バイオインキュベータ 満室(全33室) ・彩都バイオヒルズセンター 9室(全10室) ※入居期間は、原則として5年以内(平均入居期間：約4年)。 入居企業の研究開発の状況や事業の進展状況等を勘案して、施設運営者が妥当と判断する場合には、再契約を行うことができる。</p>		
--	--	--

措置の内容

彩都インキュベーション施設に係る補助の事業効果を検証するため、施設退去後も企業等の活動状況を把握する仕組みとして、以下の取組を行うこととした。

- ・月1回以上、施設運営者から入居企業等の活動状況について情報収集を行うとともに、退去後は、これまで行っていた彩都バイオベンチャー設備費補助金を受給した事業者への事業実施状況の確認に加えて、府内で事業継続する全ての企業等に対し、退去翌年から原則5年間、アンケートにより活動状況を把握する。

監査(検査)実施年月日(委員：平成29年8月9日、事務局：平成29年6月7日から同年7月10日まで)